

介護老人保健施設 葵の園・柳生
「通所リハビリテーション」「介護予防通所リハビリテーション」
利 用 契 約 書

<利用契約者> _____ 様

<事 業 者> 介護老人保健施設 葵の園・柳生
仙台市太白区柳生字台 57 番地の 1

介護老人保健施設 葵の園・柳生 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 利用契約書

ご利用者名 _____ (以下「利用者」という。)と介護老人保健施設葵の園・柳生(以下「当施設」という。)とは、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の利用に関して次のとおり契約を結びます。

(約款の目的)

第1条 当施設は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を提供し、一方、利用者及び利用者の代理人(以下「代理人」という。)を含めた連帯保証人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション利用契約書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、代理人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本利用契約書、利用者負担及び利用料金の改定が行われない限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び代理人は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び代理人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び代理人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が介護保険認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び代理人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者又は代理人が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為(窃盗、暴行、暴言、脅迫、誹謗中傷、著しい不当な要求、ハラスメント等)を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

- 第5条 利用者及び代理人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の対価として、別添利用料金表の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 当施設は、利用者及び代理人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び代理人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をサービス利用の月の翌月27日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は代理人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は代理人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。
- 4 連帯保証人は利用者と当施設との利用約款に基づき、利用者が現在及び将来負担する一切の債務について、利用者と連帯して保証債務を負います。ただし、責任限度額は50万円とします。

(記録)

- 第6条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、代理人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

- 第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の使用目的を重要事項説明書③のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所または地域包括支援センター等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 前2項のほか、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び代理人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第 10 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前 2 項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は代理人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 11 条 利用者及び代理人は、当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 12 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び代理人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。ただし、責任限度額は 50 万円とします。

(利用契約に定めのない事項)

第 13 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は代理人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

(介護予防) 通所リハビリテーションの利用にあたり、利用者及び代理人に対して重要事項説明書及び個人情報の取り扱い、及び約款内容について説明しました。

事業者所在	仙台市太白区柳生字台57-1
名 称	医療法人社団 葵会 介護老人保健施設 葵の園・柳生 管理者 佐々木 繁美

説明者氏名 _____ ㊞

- 私は、重要事項説明書に基づいて、説明者からサービス内容及び重要事項の説明を受け同意しました。
- 重要事項説明書「個人情報の使用目的」及び利用契約書第 8 条（秘密の保持及び個人情報）に係る私（利用者及びその家族）の個人情報については、必要最小限の範囲内で使用する事に同意します。

この契約の成立を証するため本証 2 通を作成し、利用者並びに事業者は各署名又は記名押印の上、各自その 1 通を保有することとします。

契約日 令和 年 月 日

利用者（契約者）

住所 _____

氏名 _____ (印)

電話番号 _____

請求書及び明細書の送付先として登録する。

代理人または後見人（連帯保証人）

住所 _____

氏名 _____ (印) 利用者との関係 _____

電話番号 _____ 携帯電話 _____

緊急連絡先①として登録することに同意します。

請求書及び明細書の送付先として登録する。

連帯保証人

住所 _____

氏名 _____ (印) 利用者との関係 _____

電話番号 _____ 携帯電話 _____

緊急連絡先②として登録することに同意します。

事業者	当事業者は、サービス提供事業者として利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。			
	所在地	〒981-1106 仙台市太白区柳生字台57番地の1		
	名称	医療法人社団 葵会 介護老人保健施設 葵の園・柳生 (事業者番号 仙台市指定 0455480087号)		
	代表者名	管理者 佐々木 繁美	(印)	
	電話番号	022 - 381 - 8668	F A X	022 - 306 - 6355

緊急連絡先及び請求書送付先

【緊急時及び事故発生時の連絡先】

連帯保証人以外に連絡先として登録する場合

氏名	携帯番号：.....(.....)..... (続柄) メールアドレス：.....
住所	<input type="checkbox"/> 本人と同居 〒 - 自宅電話番号：.....(.....).....

氏名	携帯番号：.....(.....)..... (続柄) メールアドレス：.....
住所	<input type="checkbox"/> 本人と同居 〒 - 自宅電話番号：.....(.....).....

【請求書・明細書及び領収書の送付先】

契約者等以外の場合に記載

氏名	(続柄)
住所	〒 - 自宅電話番号：.....(.....).....

<契約書別紙>

サービスの利用にあたり、利用者の選択が必要な確認項目

1. 利用料金に係る確認項目

- 1) 特別なサービス費として、通常の事業実施区域からの送迎
(通常の事業の実施地域は、仙台市太白区(秋保・茂庭地区を除く)、名取市

希望する

- 2) その他の日常生活費として、入浴の際の日用品の利用
(バスタオル、リンスインシャンプー、ボディソープ)

<日用品費>

利用する

利用しない

*入浴しない場合の費用はかかりません

- 3) その他の日用生活費として、嗜好的な飲料(食事時のお茶を除く)
(コーヒー、ココア、ミルク、麦茶、レンモンティ、昆布茶、緑茶、ポカリスエット
粉末、ミネラルウォーター等)

<嗜好的飲料代>

利用する

利用しない

- 1) 希望により参加するレクリエーション・行事
(レクリエーション・行事の材料費等)

<教養娯楽費>

利用する

利用しない

2. 個人情報に関する確認項目

- 1) 定期的な施設発行の広報誌やホームページ、施設内掲示のためのご利用者の写真掲載について

掲載してもよい

掲載しないでほしい

